

令和3年5月11日

生徒並びに保護者の皆さま

県立村岡高等学校長

緊急事態措置宣言の延長に伴う対応について (令和3年5月10日時点)

このことについて、県教育委員会から5月10日付け「緊急事態宣言の延長に伴う県立学校の対応について」の通知がありました。

ついては、本通知に従い、「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、県立村岡高等学校として、下記のとおり対応いたします。

ご理解の上、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 期 間

令和3年5月12日（水）～令和3年5月31日（月）

2 教育活動

感染予防を徹底したうえで、教育活動が消極的とならないよう、安全安心のもと、実施します。

(1) 県外活動は行いません。

(2) 校外から大人数を呼び込むような校内行事は、自粛します。

(3) マスクの着用が疎かになる場面での感染防止対策を徹底します。

ア 登下校時の会話時、昼食時、部活動等のミーティングや更衣時

イ 学習塾など習い事の行き帰り時

3 部活動

十分な感染防止対策を実施したうえで、校内（活動拠点が無い場合は該当施設含む）のみ活動を実施します。

	参加する高体連等が主催する大会が 3週間以内にある場合	左以外 (大会等がない場合)
平日	4日（2時間以内）	4日（2時間以内）
休日	いずれか1日（3時間以内）	不可
活動場所	校内のみ	校内のみ
練習試合	※自校内でできない場合のみ可	不可
合宿（宿泊）	不可	不可

4 その他

不安等がある場合は、相談時間を延長しているSNS悩み相談をはじめ相談窓口を積極的に活用してください。

※ SNS悩み相談 <https://pref-hyogo.kids-sign.jp>（16:00～22:00）